

第15章 情報公開・説明責任

(1) 財政公開

【到達目標】

大学を取り巻く環境の厳しい中、学生・父母・教職員をはじめとする様々なステークホルダーに対して、社会的責任を果たすため、教育研究活動の裏付けとなる学校法人財政について、明確にわかりやすく事実を説明し、公表することが財政公開の目標である。

【現状説明】

本法人の収入財源は、約80%が学生生徒等納付金、約8%が補助金で賄われており、これらの公金的性格を持った資金を、いかに有効・適切に教育研究活動に使用されているかが問われており、その情報を広くわかりやすく公開することが学校法人の果たす社会的責任のひとつである。

このことを踏まえ、従来から学生・父母・教職員など大学関係者を中心に、広報誌・機関誌を通じて財務状況の公開を行ってきた。(大学基準協会基礎データ表48参照) 具体的には、父母・学生向け(教職員含む)には「JINDAI Style」に、さらに教職員向けには「神奈川大学広報」及び「学園ニュースかながわ」に公表を行ってきた。

さらに2006(平成18)年度から学生・父母以外の社会、企業一般向けに刊行している『学校法人神奈川大学総合案内』の別冊として発行している『データブック』にも「JINDAI Style」と同様の公表を行っている。なお、2008年度からは、『データブック』を『学校法人神奈川大学総合案内』に統合し、公開を継続している。

さらに、「私立学校法の一部を改正する法律」等が2005年4月に施行されたこと及びその趣旨を踏まえ、2005年度決算及び2006年度予算から積極的な情報提供という観点から閲覧のほか、インターネットを活用し、ホームページ上に事業報告書、事業計画書、監事監査報告書、監査法人監査報告書を含め、計算書類の公開を行っている。

また、公開内容についてもわかりやすくするため、2007年度決算及び2008年度予算の公開から、概要説明や財務分析資料等を追加するなど年々改善に努めている。

【点検・評価】

私立学校法の改正後、わかりやすい財務状況の公表に努め、ホームページを中心に年々詳細な資料を公開してきた。

しかし、公開内容が「学校法人会計基準」に準拠した計算書(または予算書)を中心として行われていることから、例えば、管理会計的視点から教育、研究、学生支援、管理運営等の目的別に費用を分解するなど、学生一人当たりの費用等を把握するなど、工夫に努める必要がある。

【改善方策】

2006年度から新会計システムの導入により、業務別(目的別)予算編成を行い、その執行が可能となっていることから、その分析・検証を行い、さらに業務や目的分類方法の再整備を実施し、点検・評価の項で記載した目的別の決算書や学生一人当たりの費用等の把握に努め、公開可能となるような仕組み作りに取り組んでいく。

(2) 情報公開請求への対応

【到達目標】

本学が保有する様々な情報を資産として適切に管理するとともに、その効果的活用を推進する。今後とも、財政状況は当然のこと、自己点検・評価結果、認証評価結果等に係る

情報公開に加え、教育、研究及び社会貢献に係る本学としての取組みを、社会により分かりやすく情報提供することが必要である。

さらに、個人情報の保護の観点に十分留意しつつ、社会から求められる情報を適切に公開することに努める。

【 現状説明 】

2003年4月に「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）が施行され、2005年4月に全面施行されたことに伴い、本法人でも2006年10月に「個人情報の取扱いに関する規程」等とともに、「個人情報の利用に係る手続」、「個人情報の開示等に係る手続」及び「個人情報の開示等の請求における審査基準」を定め、それらを「個人情報保護・情報セキュリティ対策に関する手引き」と題する冊子（教員用・事務職員用）を作成し、2007年3月に教職員全員に配付し、周知・徹底を図っている。（「第12章 管理運営」中、「6.法令遵守等」を参照のこと。）

但し、2001年4月に施行された「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）（いわゆる「情報公開法」）にみられるような、本法人の様々な情報に関する公開請求に対応できる制度は未整備である。

【 点検・評価 】

本学は、これまでも本学の学生及び保護者をはじめとしたステークホルダー並びに社会に対して積極的に情報公開を行ってきたと評価されるが、本法人の様々な情報に関する公開請求に対応できる制度を整備する必要がある。

【 改善方策 】

本学は、理念に基づく教育方針で「建学の精神に基づき、地域社会に、日本に、アジアに、さらには全世界に対して開かれた、人的な、あるいは情報のネットワークのターミナルとして機能する大学として、地域と世界の平和と繁栄に寄与することを目指す。」と謳っているように、その実現に向けて、情報公開開示請求に関する規程の整備等を通じて、社会から求められる情報を社会に分かりやすく提供できるための施策を検討する。

（3）点検・評価結果の発信

【 到達目標 】

「地域社会に、日本に、アジアに、さらには全世界に対して開かれた大学の実現を目指す」との本学の理念・方針に基づき、高等教育機関としての大学の主たる使命である「教育、研究、社会貢献」を中心とした本学の教育研究活動の情報公開を積極的に行う。

【 現状説明 】

これまで述べてきたとおり、本学は1999年度の自己点検・評価に基づき、大学基準協会の相互評価受審後に、その評価結果を含めた『神奈川大学の現状と課題－2000年度自己点検・評価報告書－』を、当時の学内構成員に配付するとともに、本学図書館に据え置く他、学外に対しては、横浜市内主要の図書館及び他大学等に発送し、情報公開に努めてきた。

その後、一部の学部・研究科で継続的に行なわれてきた点検・評価の結果をまとめた報告書を本学図書館に据え置き、情報を公開してきたが、大学全体としてはこの9年間、点検・評価が行われなかったため、その結果の公開に至らなかった。

大学院法務研究科は2007年度に自己点検・評価を行い、2008年度大学基準協会による認証評価を受審したため、2008年12月に法務研究科ホームページで「点検・評価報告書」公

開した。

また、前回の自己点検・評価実施後、大学の構成員が1999年当時の活動を振り返る必要があること、学内の構成員が大幅に入れ替わっていること、さらには、2004年度に同協会に「改善報告書」を提出していることから、2008年度の自己点検・評価に際しては学内のネットワークに専用のホームページを開設し、過去の報告書及び大学の基礎データ等を構成員に提供し情報の共有化を図っている。

【 点検・評価 】

学内ネットワークを活用した構成員に対する情報の共有化については、一定の評価ができる。

また、一部の学部・研究科等で行われてきた点検・評価結果に関しては、報告書を発行し、図書館で公開を行っている。

しかしながら、1999年の大学設置基準の改正により自己点検・評価結果の公表が義務化されている今日、上述のような事情があったにせよ、社会に対する情報発信が遅れていると言わざるを得ない。

【 改善方策 】

2008年12月から法務研究科のホームページで「自己点検・評価報告書」の公開を始めた。

2008年度末には大学全体の「点検・評価報告書」が完成し、2009年度に大学基準協会の認証評価を受審する予定であり、この報告書をできる限り早い時期に公開することについて、学内の合意を得る。

さらに今後は、教育研究活動のみならず、大学が行っている様々な活動を自ら点検し、その結果を広く社会に公開することで、大学としての責務を果たしていきたいと考えている。